

「具志川厚生園指定訪問介護事業所」重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容等について、指定訪問介護サービス提供の開始に際しご理解いただきたい内容を、次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 通常の事業の実施地域及び営業時間
4. 職員の体制
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. サービスの利用に関する留意事項
7. 居宅介護支援事業者等との連携
8. 事故発生時の対応
9. 損害賠償について
10. 緊急時における対応方法
11. 台風・暴風雨時の対応方法
12. 虐待の防止について
13. 衛生管理等
14. 業務継続計画の策定等
15. 身体拘束等の適正化の推進
16. ハラスメント対策
17. 身分証携行義務
18. 苦情の受付について

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団
- (2) 法人所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地の1
沖縄県総合福祉センター内 西棟311
- (3) 電話番号 098—884—3173
- (4) 代表者氏名 理事長 金城 敏彦
- (5) 設立年月日 昭和47年2月17日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
- (2) 事業の目的 当法人が開設する具志川厚生園指定訪問介護事業所が行う指定訪問介護事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護員養成研修の終了者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 具志川厚生園指定訪問介護事業所
- (4) 事業所の所在地 沖縄県うるま市字天願1983番地
- (5) 電話番号 098—972—7494
- (6) 事業所長(管理者)氏名 眞榮城和人
- (7) 当事業所の運営方針 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとします。
- (8) 開設年月日 平成19年9月1日指定 沖縄県指令福第1932号
- (9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

指定介護老人福祉施設	平成18年3月31日指定	沖縄県第4770300319号
指定短期入所生活介護	平成18年3月31日指定	沖縄県第4770300319号
指定介護予防短期入所生活介護	平成18年3月31日指定	沖縄県第4770300319号
地域密着型通所介護	平成28年4月1日指定	沖縄県第4770300319号
第1号通所事業(通所型サービス)	平成25年9月1日指定	沖縄県第4770300319号
指定居宅介護支援事業	平成19年5月1日指定	沖縄県第4770300319号

3. 通常の事業の実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 うるま市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
受付時間	8時30分～17時
サービス提供時間帯	月～日・祝日 7時～20時

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1名(兼)	0名	従業者の管理及び業務の管理
2. サービス提供責任者	2名(兼)	0名	訪問介護計画書作成等
3. 訪問介護員	2名	6名	指定訪問介護の提供
(1) 介護福祉士	2名	3名	
(2) 訪問介護養成研修1級 (ヘルパー1級)課程修了者	0名	0名	
(3) 訪問介護養成研修2級 (ヘルパー2級)課程修了者	0名	3名	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| ① 利用料金が介護保険から給付される場合
② 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金が介護保険(9割)から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 身体介護に関すること

ア、食事の介護 イ、排泄の介護 ウ、衣類着脱の介護 エ、入浴の介護
オ、身体の清拭、洗髪 カ、その他必要な身体の介護

② 家事に関すること

ア、調理(配膳、片づけを含む) イ、衣類の洗濯、補修 ウ、住居棟の掃除、整理整頓
エ、生活必需品の買い物 オ、その他必要な家事

③相談、助言に関すること

- ア、生活、身の上、介護に関する相談、助言
- イ、住居改良に関する相談、助言
- ウ、その他必要な家事

☆ ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

〈サービス料金〉

- ① 指定訪問介護に要する費用の額は、厚生労働大臣が定める指定訪問介護給付費単位数により算定され、ご利用者はその2割を負担します。
※一定以上の所得がある被保険者についてはご利用者負担が異なります。負担割合の確認については市町村から介護保険負担割合証が交付されます。
- ② ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険者からサービス利用料金に相当する給付を受領する事が出来ない場合は、サービス利用料金全額を一旦お支払い頂き
- ③ 社会福祉法人減免対象者は介護サービス利用料等(ご利用者負担)が軽減されます。
※社会福祉法人等軽減制度の申請は、市町村介護保険の窓口となります。認定は世帯員の課税・収入状況などに基づいて判定します。課税・収入状況等によっては減額が受けられない場合もありますので、市町村介護保険担当課窓口にてご確認ください。

(2) サービス料金表

(基本報酬)

身体介護	(1) 20分未満	利用料金	1,630 円	身体介護に引き続き生活援助を行う場合	20分以上	利用料金	650 円
		うち介護保険から給付される額	1,467 円			うち介護保険から給付される額	585 円
		自己負担額	163 円			自己負担額	65 円
	(2) 20分以上30分未満	利用料金	2,440 円		45分以上	利用料金	1,300 円
		うち介護保険から給付される額	2,196 円			うち介護保険から給付される額	1,170 円
		自己負担額	244 円			自己負担額	130 円
	(3) 30分以上1時間未満	利用料金	3,870 円	70分以上	利用料金	1,950 円	
		うち介護保険から給付される額	3,483 円		うち介護保険から給付される額	1,755 円	
		自己負担額	387 円		自己負担額	195 円	
	(4) 1時間以上1時間30分未満	利用料金	5,670 円	生活援助	(1) 20分以上45分未満	利用料金	1,790 円
		うち介護保険から給付される額	5,103 円			うち介護保険から給付される額	1,611 円
		自己負担額	567 円			自己負担額	179 円
以降30分を増すごとに算定	利用料金	820 円	(2) 45分以上		利用料金	2,200 円	
	うち介護保険から給付される額	738 円			うち介護保険から給付される額	1,980 円	
	自己負担額	82 円			自己負担額	220 円	

(加算)

加算	初回加算	利用料金	2,000 円	同一建物減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②及び④に該当する場合を除く)	①10%減算
		うち介護保険から給付される額	1,800 円			
		自己負担額	200 円			
	緊急時訪問介護加算	利用料金	1,000 円		②上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合	②15%減算
		うち介護保険から給付される額	900 円			
		自己負担額	100 円			
	①介護職員処遇改善加算(I)	1ヶ月あたりの総単位×サービス別加算率	加算率 13.7%		③①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	③10%減算
②特定処遇改善加算(I)	1ヶ月あたりの総単位×サービス別加算率	加算率 6.3%				
③ベースアップ等支援加算	1ヶ月あたりの総単位×サービス別加算率	加算率 2.4%				
④介護職員等処遇改善加算(I)	1ヶ月あたりの総単位×サービス別加算率	加算率 24.5%	④④は12%減算	④は12%減算		
特定事業所加算(II)	所定単位数×サービス別加算率	加算率 10%				

※「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定された内容を行うために標準的に必要とされる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合に、次の割合で割増料金が加算されます。

割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

・夜間(午後6時～午後10時まで25%) ・早朝(午前6時～午前8時まで25%)

☆特別地域訪問介護加算として15%の割増料金が加算されます。

☆初回加算・・・新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。

☆緊急時訪問介護加算・・・ご利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に加

☆①介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・介護職員の賃金の改善等を実施

☆②特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・技能・経験を持ったリーダー級の職員の処遇改善等を実施

☆③ベースアップ等支援加算・・・経済政策を踏まえ、介護職員等の収入を引き上げるため創設

※①②③の加算については、令和6年5月までの算定で6月からは④へ一本化

☆④介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)・・・介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算。

※④の加算は令和6年6月から算定開始

☆特定事業所加算(Ⅱ)・・・質の高い介護サービスを提供している事業所を評価する加算で、特に、専門性の高い人員を配置し、介護度が高い利用者等にも積極的に介護サービスを提供している事業所を評価。

(3) キャンセルについて

サービスをキャンセルする場合は、予定日の前日15時までにお申し出下さい。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので翌月25日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

- (ア) 事業者指定口座への振り込み
- (イ) 現金支払い
- (ウ) 口座引き落とし

お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しいたしますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① ご利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不相当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は、ご利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

- ① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。
- ② ご利用者が要介護認定を受けていない場合は、ご利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くともご利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- ③ ご利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、ご利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、ご利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- ④ サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、ご利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- ⑤ 利用者は「5 提供するサービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- ⑥ サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等を十分に配慮するものとします。
- ⑦ 指定訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行いません。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対する指定訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ ご利用者の家族等に対する指定訪問介護サービスの提供
- ④ ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他ご利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(6) サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご利用者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③ サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、その記録は完結の日から5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ サービス実施時に、ご利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行なう等の必要な措置を講じます。
- ⑥ 事業所の従業者は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。また、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。(守秘義務) ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑦ ⑥に用いたご利用者又はその家族に関する個人情報が含まれている記録物(紙によるものの他、電磁的記録も含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ⑧ 事業者が管理する情報については、ご利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者の負担となります。)

7. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護事業の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、ご利用者様の同意を得た上で居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターに速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターに送付します。

8 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。
- (2) 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止対策を講じ、同じ過ちを犯さない体制作りを行います。
- (3) 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害保険会社と連絡を取り合い速やかに損害賠償の手続きをとります。

9. 損害賠償について

- (1) 事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

10. 緊急時における対応方法

- (1) 訪問介護員等は、指定訪問介護の実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- (2) 指定訪問介護の実施中に、天災その他災害が生じた場合、訪問介護員等は必要に応じてサービス利用者の避難等の措置を講じる他、管理者に連絡の上その指示に従います。

11. 台風・暴風雨時の対応方法

- (1) 暴風雨波浪警報が発令され、交通機関が停止となった場合や台風の襲来による事故が発生する恐れのある場合、サービスの予定変更、又はキャンセルとなる場合があります。

12. 虐待の防止について

- (1) 当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 虐待防止に関する責任者を選定します。
※虐待防止に関する責任者 施設長 福地政幸
 - ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に対し周知を図ります。
 - ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
 - ④ 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
 - ⑤ 介護相談員を受入れます。
 - ⑥ サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13 衛生管理等

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (4) 介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

14 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

15 身体的拘束等の適正化の推進

- (1) 原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及び保証人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

16 ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) ご利用者様が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- (3) 事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。
- (4) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - ② 個人的な尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

17 身分証携行義務

- (1) 訪問介護員等は常に、身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から掲示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

18 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所は、自ら提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、苦情の内容を調査した上で改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとします。

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専門窓口で受付ます。

○苦情受付窓口(担当者)〔管理者〕 眞榮城和人(まえしろかずと)

○受付時間 ・毎週月曜日～金曜日 8:30 ～ 17:00 電話 972-7494

(2) 行政機関その他苦情受付機関

うるま市役所介護長寿課	<p>所在地 沖縄県うるま市みどり町 1-1-1</p> <p>電話番号 098-973-3208</p> <p>FAX 098-982-6041</p> <p>受付時間 8時30分 ~ 17時</p>
国民健康保険団体連合会	<p>所在地 沖縄県那覇市西3丁目14番18号</p> <p>電話番号・FAX 098-860-9026</p> <p>受付時間 8時30分 ~ 17時</p>
沖縄県社会福祉協議会	<p>所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1</p> <p>沖縄県総合福祉センター内 西棟 408</p> <p>電話番号 098-887-2000</p> <p>FAX 098-887-2024</p> <p>受付時間 8時30分 ~ 17時</p>

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

具志川厚生園指定訪問介護事業所

説明者 サービス提供責任者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意し、本書面について交付を受けました。

利用者 住所 氏名 印